

京丹波町下水道事業 経営戦略

団 体 名 : 京丹波町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (供用開始後28年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	18.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	下山、上豊田・豊田、水戸、瑞穂の4処理区域		
処 理 場 数	4処理場(上豊田浄化センター、水戸浄化センター、瑞穂浄化センター、下山浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現在のところ、近隣団体との具体的な協議等は行われておらず、広域化・共同化については実施していません。 最適化については、今後長期的な観点から人口減少等に対応した施設の適正規模化を図るため、農業集落排水処理場も含めた統廃合を検討してまいります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	毎年度の維持管理費を使用料収入によって賄う方針とし、平成17年10月に3町合併後、旧町ごとに異なっていた料金体系を平成23年10月に水道使用量に応じた従量制(基本料金あり。)に統一して以降は、現行料金まで変更はありません。 具体的には10㎡までを基本料金とし11㎡以上を超過料金としています。(10㎡まで3,024円、11㎡から60㎡まで超過料金を108円~172円上乗せし、61㎡以上は1㎡増えるごとに194円上乗せ。消費税8%含まれます。)						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料と同じです。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	上記の水道使用量による従量制が基本ですが、井戸水等の併用の場合は、認定水量を一部適用しています。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,104	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,398	円
	平成28年度	4,104	円		平成28年度	4,478	円
	平成29年度	4,104	円		平成29年度	4,506	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5人 課長（上水道事業にて予算化）---1人、課長補佐（上水道事業にて予算化）---1人、 係長（事業担当・庶務担当）---2人、主査---1人
事業運営組織	上下水道課は、課長・課長補佐以下、上水道係（7人）・下水道係（3人）で構成され、下水道係では、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業及び特定地域生活排水処理事業を運営管理しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場・マンホールポンプ場の運転管理業務については、本町と隣接市の2市町で構成する船井郡衛生管理組合に業務委託しています。また、建設改良に伴う設計業務については、民間委託をしています。
	イ 指定管理者制度	現在において指定管理者制度を活用する施設はなく、また費用対効果の改善も見込まれませんが、引き続き活用の方策を検討してまいります。
	ウ PPP・PFI	現在においてPPP・PFIを活用する施設はなく、また費用対効果の改善も見込まれませんが、引き続き活用の方策を検討してまいります。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	実施しておりません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	現在のところ活用できる状況にはありませんが、今後も引き続き活用方法について検討してまいります。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

「経営比較分析表」参照。

2. 経営の基本方針

本町の特定環境保全公共下水道事業は、昭和63年3月に建設に着手し、平成4年7月の供用開始以降、順次処理場建設及び下水道管渠などの施設整備に取り組んできました。既に本事業における整備計画は完了しているため、今後は既存施設の長寿命化対策が主となります。施設の更新投資においては、低コスト技術の導入に加え、町の人口減少が進む中で施設が過大とならないよう、農業集落排水施設を含めた統廃合も検討してまいります。

なお、現状においては維持管理コストも大きな課題であるため、更なる経費削減を図るため経営改善に努めてまいります。また、使用料収納体制の構築や資本費平準化債の発行などによって、適切な水準の収入確保に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

取得価額を現在物価水準に引き直し、①経済的耐用年数の1.5倍を物理的耐用年数として算定したものと、②国交省の管路破損確率を用いる手法による管路更新費を算定したものを比較し、本町の現状に適する②を採用しました。過去の修繕費に、②の方法による増加割合を乗じて更新投資額を算定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町では人口減少等による使用料の減収が見込まれますが、これによる収支不足については基準外繰入により収支均衡を図る計画としています。

なお、支出抑制の観点からは適切な規模に投資を抑えることで財務状況の改善を図っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については日常的な業務執行の中で削減に努めており、将来においても現状と同じ水準の支出としています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在のところ、具体的な広域化・共同化・最適化の議論はなされていません。全部共同または事務の一部の共同化等により利益を享受できる方策を引き続き検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	下水道施設の整備は一定の段階に達しその施設は比較的新しいですが、引き続き平準化の方策を検討してまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在においてPPP・PFIを活用する施設はなく、また費用対効果の改善も見込まれませんが、引き続き活用の方策を検討してまいります。
その他の取組	公営企業法の全部適用の採用を検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	住民の適切な負担水準や必要な財源を総合的に勘案し、使用料改定の検討をしてまいります。
資産活用による収入増加の取組について	現在においてPPP・PFIを活用する施設はなく、また費用対効果の改善も見込まれませんが、引き続き活用の方策を検討してまいります。
その他の取組	財源についての検討は上記のとおりですが、その他の事項についても必要に応じて検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在において民間活力を指定管理、PPP・PFIなどの形で活用する施設はなく、また費用対効果の改善も見込まれませんが、引き続き活用の方策を検討してまいります。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度によることとしています。
動力費に関する事項	動力費は供給単価を左右しますので、動力使用量が適切な水準で推移するよう引き続き検討してまいります。
薬品費に関する事項	薬品費は全費用の0.6%しか占めておらず金額的重要性が低い状況であり、検討の優先度は低い状況です。
修繕費に関する事項	今後、施設設備の経年劣化により修繕費は増加が見込まれますが、ライフサイクルコストの検討や低コスト技術の導入により修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	本町特定環境保全公共下水道事業における委託費は、全費用の30%を占めており、重要な費用項目です。競争入札などにより削減に努めているところですが、今後も継続的に改善を行ってまいります。
その他の取組	費用についての検討は上記のとおりですが、その他の事項についても必要に応じて検討してまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今回検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較分析を行い、また5年ごとの中期スパンでより深度のある経営分析・戦略再検討を行います。
---------------------	--